

熊野町社協訪問介護センター 運営規程

平成12年4月1日規程第1号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人熊野町社会福祉協議会が開設する熊野町社協訪問介護センター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護・熊野町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問介護(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)(以下「指定訪問介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護の事業は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

日常生活支援総合事業における指定第一号訪問介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、熊野町、地域包括支援センター・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 広島県及び熊野町が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 熊野町社協訪問介護センター
- (2) 所在地 安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者2.5名以上 管理者含む

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）

管理者及びサービス提供責任者含む

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（非常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

但し、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則として休業します。

(2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(3) 電話等により、可能な限り連絡がとれる体制とする。

但し、サービス提供日は月曜日から土曜日、サービス提供時間は7時から21時とする。

（指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとする。指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理サービスである時は利用者の自己負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、その他

(2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他

2 利用予定日前日の17時15分までに事業所にサービス利用中止の連絡がなく、サービスを中止した場合は、事業所が定めたキャンセル料を徴収する。

なお、2人対応の場合は2倍の額のキャンセル料を徴収する。

但し、第1号訪問介護事業は対象外とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 事業所の通常の事業の実施地域は、熊野町の区域とする。

（相談・苦情対応）

第8条 当事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存

する。

(事故処理)

第 9 条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに熊野町、介護支援専門員、利用者の家族等を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 訪問介護員等は訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待防止研修の定期的実施

(5) 虐待防止委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知

(6) 介護相談員の受入れ

(7) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直し

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを熊野町に通報するものとすると共に虐待防止委員会を開催する。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行う。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療：介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第17条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 毎月

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人熊野町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。

(指定介護予防訪問介護を一体化し全面改訂)

附 則

この規程は、平成23年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 7月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則			
この規程は、平成27年	8月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、平成28年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、平成29年	2月	15日から施行する。	
附 則			
この規程は、平成29年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、平成30年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 元年	5月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 2年	7月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 3年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 4年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 5年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 6年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 7年	4月	1日から施行する。	
附 則			
この規程は、令和 8年	1月	1日から施行する。	